



みんなで築こう住みよい葛城 区・自治会に加入しましょう

葛城市では、区・自治会と連携して、まちづくりを進めています。より良いまちづくりのために、皆様のご協力が必要です。ぜひ、区・自治会への加入をお願いします。区・自治会への連絡先など、ご不明な点がある場合は、お気軽にお問い合わせください。

区・自治会とは

区・自治会とは、自分たちの住む地域を住みよいまちにするために、住民相互が協力し、地域の振興や課題解決に取り組む、皆さんの生活に最も身近な住民組織です。

区・自治会は、文化振興、福祉、生活環境、防災・防犯など地域の様々な問題に取り組み、住民相互の親睦と連携を図っています。

区・自治会の主な取り組み

1. 防犯、防火、防災に関する活動
2. 祭礼や盆踊り、スポーツ大会への参加など、地域の人々の交流機会を作り、親睦を促進する活動
3. ごみ収集場所の設置と管理、資源回収、清掃美化など生活環境衛生に関する活動

行政から区・自治会へお願いしている事業など

- 自主防災組織の設立など、地域での防災に関する取り組み
- 公民館等の施設や里道の維持管理、防犯灯の設置と維持管理
- 体育振興、文化振興、人権教育、社会福祉に関する取り組みなど、まちづくりに係る事業
- 広報誌などの配布

公衆衛生の豆知識



出典：首相官邸ホームページ「ほかの人につさないために」
(<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>) より加工・編集して作成

咳エチケット

咳エチケットとは、感染症を他者に感染させないために、咳・くしゃみをする際、マスクやティッシュ・ハンカチ、袖、肘の内側などを使って、口や鼻をおさえることです。
対面で人と人との距離が近い接触（互いに手を伸ばしたら届く距離でおよそ2mとされています）が、一定時間以上、多くの人々との間で交わされる環境は、リスクが高いです。感染しやすい環境に行くことを避け、手洗い、咳エチケットを徹底しましょう。

3つの咳エチケット

電車や職場、学校など
人が集まるところでやろう





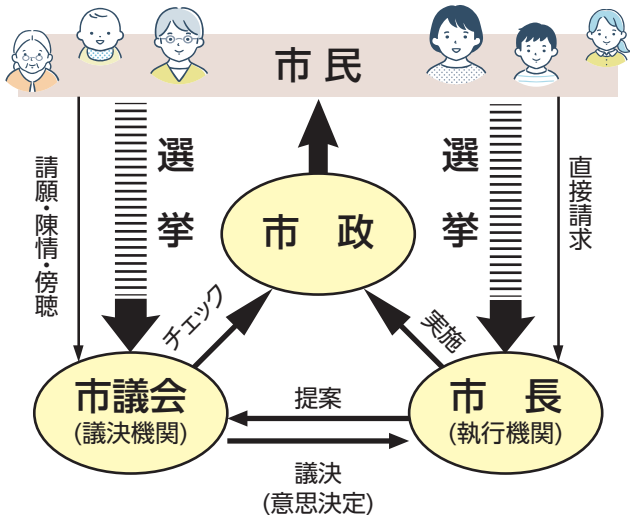
議会・選挙



議会

☎ 議会事務局 ☎ 44-5018

市民・市議会・市長の関係



葛城市議会議員の定数は15名です

市長あるいは議員から提出された条例・予算などを審議し、市政のありかたを決定する議決機関です。

また、市の事務が適正に行われているか調査・チェックし、市長に対し意見を述べ助言を行ったりします。

市長は、議会で決定されたことをもとに、住民の福祉向上のため各種事業等を実施します。

議会と市長は、お互いの立場を尊重しながら市政をより良い方向へ進めるよう努めています。

議会には定例会と臨時会があります

▶ **定例会** 年4回(3月・6月・9月・12月)

▶ **臨時会** 必要に応じて開会

本会議

定例会や臨時会において議員全員が議場に集まって開かれる会議を本会議といいます。

議会の持つ議決権、調査権、同意権などの権能は、この本会議に認められています。そして、この本会議で最終的な意思決定を行います。

本会議は議員定数の半数以上が出席しないと開くことができません。

定例会においては通常、常任委員会が開かれ、本会議で付託された議案等について詳細に審査し、議会審議の効率化を図っています。

委員会

議案などの審議を効率的、専門的に行うための審査機関で、常設の常任委員会と必要がある場合に設置される特別委員会があります。

このほか、議会の円滑な運営を図るため、会期や本会議の議事などについて協議する機関として、議会運営委員会があります。

請願と陳情

市民の皆様のご意見やご要望を行政に伝える一つの方法として、請願書・陳情書を議会に提出することができます。

▶ 請願

議会に提出する請願には、葛城市議会議員の紹介が必要です。

件名・要旨・理由・提出年月日・請願者の住所を記載し、氏名(法人等団体の場合は、その名称と代表者の氏名)を署名または記名押印するとともに、表紙に紹介議員の署名または記名押印を受けてください。

▶ 陳情(要望)

取扱いは請願とほぼ同じですが、議員の紹介は必要ありません。

議会を傍聴したいとき

議会の本会議・委員会(常任委員会および特別委員会)は公開が原則となっていますので、秘密会のとき以外はどなたでも傍聴することができます。

なお、傍聴規則がありますので遵守してください。

▶ 本会議

傍聴を希望される方は、当日、新庄庁舎5階の議会事務局で傍聴人名簿に住所・氏名等を記入し、係員の指示により入場してください。

傍聴人の定員は25人です。

▶ 委員会

委員長の許可により傍聴することができる(原則公開)となっておりますので、傍聴を希望される方は、当日、傍聴人名簿に住所・氏名等を記入し、委員長の許可により傍聴してください。

なお、傍聴席は委員会室の都合により若干名となっています。

▶ 議会の動画配信

本会議および委員会の様子をインターネット動画で配信しています。

生中継や録画配信は、市議会ホームページの「葛城市議会映像配信」でご覧になれます。



議会・選挙

選挙人名簿の登録

選挙の種類	選挙権の要件
衆議院議員 参議院議員	● 満18歳以上の日本国民
知事 県議会議員	● 満18歳以上の日本国民 ● 引き続き3か月以上奈良県内の同一の市町村に住 所のある人 ※ 上記の人が奈良県内の他の市町村に住所を移した 場合も含まれます。
市長 市議会議員	● 満18歳以上の日本国民 ● 引き続き3か月以上葛城市に住所のある人

選挙権があっても、選挙人名簿に登録されていないと投票することはできません。

選挙人名簿に登録されるには、特別な手続は必要ありません。

登録は、毎年3月、6月、9月、12月と各選挙のときに行われます。選挙人名簿の登録は、住民基本台帳に基づいて行われますので、住所の移転等の届出は、すみやかに行ってください。

登録の要件

- (1) 葛城市に住所を有すること。
- (2) 満18歳以上の日本国民であること。
- (3) 住民票が作成された日(転入については転入届をした日)から引き続き3か月以上、葛城市の住民基本台帳に記載されている人であること。

被選挙権

被選挙権とは、選挙によって議員や長に選ばれる資格のことで、日本国民であって次の要件を満たすことが必要です。

選挙の種類	被選挙権の要件
● 参議院議員 ● 知事	満30歳以上の日本国民
● 衆議院議員 ● 市長	満25歳以上の日本国民
● 県議会議員 ● 市議会議員	その選挙権のある人で、満25歳以上の人

※ 選挙権、被選挙権の要件は以上のとおりですが、次の人は除かれます。

- (1) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの人
- (2) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を受けることがなくなるまでの人(執行猶予中の人は除く)
- (3) 公職にある間に犯した収賄罪により刑に処せられ、実刑期間経過後5年間(被選挙権は10年間)を経過しない人または刑の執行猶予中の人
- (4) 選挙に関する犯罪で禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行猶予中の人
- (5) 公職選挙法等に定める選挙に関する犯罪により選挙権、被選挙権を停止されている人
- (6) 政治資金規正法に定める犯罪により選挙権、被選挙権を停止されている人

期日前投票

投票日に、次のような理由などで投票所に行けない人は、あらかじめ期日前投票をすることができます。

- (1) 投票日に仕事に従事する予定のある人
- (2) 用務または事故のため、葛城市の区域外に旅行、または滞在する予定のある人
- (3) 病気・出産などのため、投票所へ行けない見込みの人
- (4) その他法で定められた事由に該当する人

期日前投票のできる期間・場所

選挙期日の告示(公示)日の翌日から投票日前日までです。(曜日に関係なく、期日前投票ができます)

また、病院や老人ホームなどで都道府県が不在者投票施設として指定した施設に入院、入所している人は、その施設で不在者投票ができます。

- 「郵便等投票証明書」の交付を受けた重度身体障害者・戦傷病者(障害の程度が法令で定められています)、介護保険法に基づく要介護状態区分が要介護5である方は、郵便等による不在者投票ができます。
- ※ 「郵便等投票証明書」は7年間有効(ただし、要介護5の方については、介護保険の被保険者証の有効期間と同じ)
- 体の不自由な人や字の書けない人に代わって、補助者が投票用紙に書き込む代理投票制度があります。投票所の係員に申し出てください。
- 目の不自由な人には、点字器と点字用投票用紙を用意してあります。投票所の係員に申し出てください。
- 投票場所や投票時間は投票所入場券に記載していますので、お間違いのないようにしてください。

